



日整連

加入資格

各自動車整備振興会の会員である整備事業者が加入できます。

平成28年10月1日～平成29年9月1日加入用

SINCE 1971

自動車整備業賠償共済保険

おもな特徴

団体契約により

割安な保険料

簡単なお手続き

でお申込みが可能

PL保険付き

整備ミスによる納車後の損害を補償

会員の皆様(整備事業者)の業務遂行中の事故は
お客様が加入している任意保険の自動車保険では補償されません。

万が一のために自動車整備業賠償共済保険へのご加入をおすすめします。

基本契約 P2・3

車検で預かった車を
納車に行く途中で
歩行者をはねてしまい、
死傷させた。

受託自動車保険
(整備受託自動車保険特約)

お客様に納車後
整備不良が原因で
タイヤが外れ、
そのタイヤが
歩行者を直撃して
ケガをさせた。

PL保険
(生産物賠償責任保険)

施設賠償責任保険

自動車整備業を 取り巻くリスク

工場の看板が外れて
歩行者を直撃し、
ケガをさせた。

火災保険
水災保険特約

工場で保管中、
洪水により
受託車が水没した。

車両賠償保険
(自動車管理者
賠償責任保険)

納車時、
電柱に接触して
お客様の車を
破損させた。

走行中、飛び石等により
受託車の窓ガラスが
割れた。

オプション契約 P4・5

全国で
約30,000事業場が
加入している
整備事業者のための
保険です。



保険始期日は毎月1日です。

手続き方法・締切日はP7をご参照ください。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 TEL 03(3404)6141



基本契約【受託自動車保険】【PL保険(生産物賠償責任保険)】【施設賠償責任保険】がセットされています。

受託自動車保険

対人・対物賠償責任保険 + 自損事故傷害補償特約

整備、修理、点検等(以下「整備作業」といいます。)のため、お客様からお預かりしたお車(以下「受託車」といいます。)で事故を起こした場合の、事業者が負担する法律上の損害賠償責任や従業員等の自損事故傷害を補償します。

対象 対象となる事故例

- 点検するために受託車を工場へ搬送中、歩行者をはねてケガをさせた。
- 受託車を納車する途中、前方の車両に追突し前方の車両に損害を与えた。(受託車自体の損害は車両賠償保険・車両補償保険で補償の対象となります。P4をご覧ください。)



対象外 対象外となる事故例

- 工場内でお客様の運転する車が停車中の受託車に追突した。(お客様がご加入の自動車保険が適用となります。)
- 自社の下請業者が運転中に、歩行者をはねて死亡させた。
- 納車の途中に私用のため、通常のルートを逸脱して走行中に歩行者をはねてしまった。

免責金額(自己負担額)について

- 対人賠償事故 0円
- 対物賠償事故 1事故あたり1万円



PL保険

生産物賠償責任保険

受託車に対する整備、修理、点検等に欠陥があり、納車後に他人(お客様も含む)が身体障害や財物損害を被った場合、または完納車※自体を損壊させた場合に、被害者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。(納車後(保険加入期間内)に発生した対人事故・対物事故・完納車車両事故を補償) ※「完納車」とは、依頼された整備、点検作業を完了してお客様に引き渡された後の受託車をいいます。

対象 対象となる事故例

- 納車後、オイル交換時のネジの締め忘れが原因で、オイル漏れを起こしエンジンを焼き付かせた。(完納車車両事故)
- ミッション交換を行い、納車後、整備ミスによりミッション自体に不具合が生じ再整備した。(完納車車両事故)
- ブレーキの整備不良により納車後に事故が発生し、建物を損壊させ、運転者も負傷した。(対人・対物事故)



対象外 対象外となる事故例

- 作業を伴わない目視点検の場合の完納車車両事故
- 単なる清掃・給油のみを実施した場合の納車後の車両損害
- 取り寄せた交換部品自体の欠陥を原因とする事故



免責金額(自己負担額)について

- 対人賠償事故 1事故あたり …… 0円
- 対物賠償事故 1事故あたり …… 3万円
- 完納車車両事故(1事故あたり)
 - 1回目 …… 3万円
 - 2回目 …… 6万円
 - 3回目以降 …… 10万円

注意 損害額から上記の免責金額を差し引いた金額の、90%に相当する金額を保険金としてお支払いします。

保険責任期間

- 完納車車両事故は納車日から
- 自家用車等 …… 12か月以内
 - 事業用車 …… 1か月以内に発生した事故に限ります。
- ※自家用車等にはナンバーがない場合および構内専用車を含みます。

施設賠償責任保険

工場等の施設の所有・使用および管理する施設自体の欠陥、不備に起因する事故、もしくはこれらの工場施設を利用して行う業務遂行上の事故によって事業者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

対象 対象となる事故例

- 工場の看板が落ちて、通行人にあたりケガをさせた。
- 社員がお茶をこぼして、お客様にヤケドを負わせた。



対象外 対象外となる事故例

- 工場の看板が落ちて、自工場で販売する商品車が損壊した。
- 給排水管から水がふき出して、お客様の衣服を汚した。



免責金額(自己負担額)について

- 対人賠償事故、対物賠償事故 0円

各保険内容の詳細につきましてはP8をご覧ください。

自動車整備業において想定される事故のリスクに対応する3種類の保険をパッケージ

オプション契約でさらに安心

おすすめ

G型

R型

L型

定型プラン

保険種別		グレートG型	レギュラーR型	ライトL型	
		保険金額			
受託自動車保険	対人事故(被害者1名につき)	無制限	無制限	無制限	
	対物事故(1事故につき)	無制限	5,000万円	3,000万円	
	自損事故	下表※1「自損事故傷害補償特約」をご参照ください。			
PL保険 (生産物賠償責任保険)	対人事故(被害者1名/1事故につき)	2億円	2億円	1億円	
	対物事故(1事故につき)	2,000万円	2,000万円	1,000万円	
	完納車車両事故(1事故につき)	300万円	200万円	200万円	
(注) PL保険では、整備要員数によって「加入期間内の累積支払限度額」が定められております。詳しくはP6をご参照ください。					
施設賠償責任保険	対人事故(被害者1名/1事故につき)	1億5,000万円	1億円	1億円	
	対物事故(1事故につき)	1,000万円	500万円	500万円	
保険料 整備要員数方式(整備要員30名以下の場合)		適用保険料			
<p>「整備要員数方式」とは、整備士資格の有無に関係なく、申込時点で在籍している点検、整備、钣金塗装などの作業に直接従事する者の数で申込むことをいいます。</p> <p>1事業場あたりの最低保険料は認証工場については2名分・指定工場については4名分とします。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上または乗車定員30人以上の車両を含む指定工場につきましては、最低保険料は5名分です。</p> <p>整備要員数は正確にご申告ください。万一、整備要員数が事実と異なり、不適正な適用保険料で加入されていることが判明した場合、保険料の追加もしくは保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>31名以上の場合は取扱窓口にお問い合わせください。</p>		2名	73,260円	58,660円	55,260円
		3名	109,890円	87,990円	82,890円
		4名	146,520円	117,320円	110,520円
		5名	183,150円	146,650円	138,150円
		6名	219,780円	175,980円	165,780円
		7名	256,410円	205,310円	193,410円
		8名	293,040円	234,640円	221,040円
		9名	329,670円	263,970円	248,670円
		10名	366,300円	293,300円	276,300円
		11名～30名		整備要員1名あたりの保険料 36,630円 × 整備要員数	整備要員1名あたりの保険料 29,330円 × 整備要員数

フリープラン 保険金額を、自由に組み合わせることができます。

F型

「受託自動車保険」「PL保険」「施設賠償責任保険」をセットにしてお申し込みください。

(A + B + C + D) × 申込時の整備要員数 = 年間の適用保険料

受託自動車保険

対人		対物	
保険金額(被害者1名)	基礎保険料	保険金額(1事故)	基礎保険料
5,000万円	5,540円	300万円	6,450円
6,000万円	5,620円	500万円	6,900円
7,000万円	5,710円	600万円	7,140円
8,000万円	5,790円	700万円	7,360円
9,000万円	5,880円	800万円	7,590円
1億円	5,960円	900万円	7,820円
		1,000万円	8,040円
		2,000万円	8,380円
		3,000万円	8,700円
		5,000万円	9,380円
		1億円	11,030円
無制限	6,920円	無制限	12,480円

※1 自損事故傷害補償特約

受託自動車保険の対人賠償責任保険に自動的にセットされます。
(注1) 1回の事故につき同一の被保険者に既に後遺障害保険金を支払っている場合は、その金額を差し引いた額となります。

(注2) 入院と通院を合算して1回の事故につき1名ごとに100万円を限度にお支払いします。(死亡・後遺障害と別枠)

保険金額	
死亡	1,500万円 (注1)
後遺障害	2,000万円～50万円
入院(日額)	6,000円 (注2)
通院(日額)	4,000円 (注2)

※重度後遺障害を被り介護を要すると認められる場合には、「後遺障害保険金」とは別に「介護費用保険金(200万円)」をお支払いします。

PL保険(生産物賠償責任保険)

保険金額		基礎保険料	完納車(お客様への引渡し後)1台ごとの保険責任期間
Aタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 1億円	11,620円	A、B、C、Dタイプに共通 ●対人事故 保険加入期間内に発生した事故 ●対物事故 発生した事故 ●完納車車両事故 保険加入期間内に発生した事故かつ、お客様への引渡し日から ・自家用車等 = 12か月以内 ・事業用車 = 1か月以内に発生した事故
	対物事故(1事故) 1,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 200万円		
Bタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 2億円	12,640円	
	対物事故(1事故) 2,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 200万円		
Cタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 2億円	16,800円	
	対物事故(1事故) 2,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 300万円		
Dタイプ	対人事故(被害者1名/1事故) 3億円	22,380円	
	対物事故(1事故) 3,000万円		
	完納車車両事故(1事故) 500万円		

施設賠償責任保険

保険金額		基礎保険料	
対人事故		対物事故	
Aタイプ	5,000万円(被害者1名/1事故)	300万円(1事故)	310円
Bタイプ	1億円(被害者1名/1事故)	500万円(1事故)	390円
Cタイプ	1.5億円(被害者1名/1事故)	1,000万円(1事故)	430円

オプション契約【車両賠償保険】・【車両補償保険】

車両賠償保険+火災保険水災保険特約
のいずれかを選択してご加入ください。

走行中の飛び石等による
受託車の窓ガラスの損害を補償します。

車両賠償保険

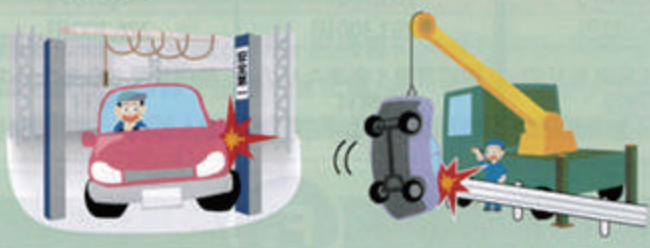
自動車管理者賠償責任保険

運搬(レッカー)受託車賠償責任特約 + 窓ガラス修理費用補償特約

受託車を保管中(所定の車両置場内)または管理中に接触・衝突・車両火災などによって損壊させたり、盗まれた場合、またはレッカー車により故障車等を単なる運搬中に運搬受託車を損壊させた場合、お客様に対する法律上の賠償責任を補償します。また、走行中の飛び石等による受託車の窓ガラスの破損を修理した場合の修理費用を補償します。なお、運搬(レッカー)受託車賠償責任特約と窓ガラス修理費用補償特約の保険金額および免責金額は車両賠償保険で設定した金額と共有となります。

対象 対象となる事故例

- 納車中に追突事故を起こし、受託車を損壊させた。
- 事業場の不注意が原因で火災が発生し、受託車を損壊させた。
- リフト昇降中にお客様の車が落下し、受託車を損壊させた。
- 事業場内で受託車を移動中、リフトに接触し損壊させた。
- 単なる運搬を依頼された自動車(以下、「運搬受託車」といいます。)を積載車で運搬している間に、荷台から転落させて損壊させたり、崖下に転落した運搬受託車(修理目的の受託車も同様の取扱いとなります。)を引上げ作業中に損壊させた。
- 納車のために受託車で走行中、飛び石によりフロントガラスが割れてしまった。



対象外 対象外となる事故例

- 廃車のために受託した自動車の車両損害
- 事業場の代車や商品車が盗難にあった。
- 洪水によって受託車が損壊(火災保険水災保険特約にて補償します。)
- 修理・加工の直接対象となる部分の技術的ミスによる車両の損害
- リフト上で受託車を整備作業中、落下させたことによる車両の損害
- 納車後に発見された車両の損害
- 飛び石によってボディ、タイヤ・ホイール、ライト等の窓ガラス以外に生じた損害



免責金額(自己負担額)について

Xタイプ		
1事故あたり	1回目	5万円
	2回目	20万円
	3回目以降	30万円
Zタイプ		
1事故あたり	一律	5万円

火災保険水災保険特約

自然災害補償および + 火災保険条項 実損払特約

洪水などの水災や風災、ひょう災、雪災などによる保管中(所定の車両置場内)の受託車の損壊を補償します。

対象 対象となる事故例

- 台風によりシャッターがあおられ受託車が損壊
- 隣りの家から出火し、類焼で受託車が損壊
- 雪災によって受託車が損壊
- 台風により洪水となって受託車が損壊



対象外 対象外となる事故例

- 加入依頼書に記載の車両置場以外で保管中(走行中など)に発生した受託車の損壊
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による受託車の損壊



免責金額(自己負担額)について

水災…
1敷地内に保管されていた被害受託車の総価額の2%相当額で最低1万円~最高10万円までの金額

風災、ひょう災、雪災、火災、落雷および破裂・爆発 …………… 0円
(ただし風災、ひょう災、雪災は、損害の額が20万円以上となった場合に支払対象となります。)

各保険内容の詳細につきましてはP9をご覧ください。

車両置場の登録について

車両賠償保険および車両補償保険(車両賠償保険+火災保険水災保険特約)にご加入の場合で工場所在地の他に車両置場を有する場合は、加入依頼書の所定欄にその住所をご記載ください。

※車両置場を5か所以上有する場合は車両置場明細書をご使用ください。

※加入依頼書および車両置場明細書に記載の無い車両置場で発生した事故は保険金をお支払いできないことがありますので、漏れの無いようご記載願います。

盗難・火災・水災等の不測のリスクにも対応した
保険でプラスアルファの安心

車両賠償保険と車両補償保険は、
基本契約に追加して契約できます。

オプション契約は基本契約に追加して**車両賠償保険・車両補償保険**(車両賠償保険+火災保険水災保険特約)の
いずれかを選択してご加入いただけます。

車両賠償 保険

自動車管理者
賠償責任保険
+
運搬(レッカー)受託車
賠償責任特約
+
窓ガラス修理費
補償特約

最高保管台数 (受託車の保管面積)	1事故保険金額/ 加入期間内の 累積支払限度額	適用保険料	
		Xタイプ 免責金額は事故回数に応じ 5万円、20万円、30万円	おすすめ Zタイプ 免責金額は事故の回数に 関係なく一律5万円
4台以下(120㎡以下)	380万円	56,700円	63,500円
5~7台(121~210㎡以下)	580万円	85,670円	95,930円
8~10台(211~300㎡以下)	780万円	112,790円	126,280円
11~13台(301~390㎡以下)	980万円	140,240円	157,000円
14~16台(391~480㎡以下)	1,180万円	167,090円	187,030円
17~20台(481~600㎡以下)	1,430万円	198,200円	221,790円

車両補償 保険

車両賠償保険
+
火災保険水災保険特約

最高保管台数 (受託車の保管面積)	1事故保険金額/ 加入期間内の 累積支払限度額	1事故保険金額	適用保険料	
			Xタイプ 免責金額は事故回数に応じ 5万円、20万円、30万円	おすすめ Zタイプ 免責金額は事故の回数に 関係なく一律5万円
4台以下(120㎡以下)	380万円	380万円	80,450円	87,250円
5~7台(121~210㎡以下)	580万円	580万円	121,920円	132,180円
8~10台(211~300㎡以下)	780万円	780万円	161,540円	175,030円
11~13台(301~390㎡以下)	980万円	980万円	201,490円	218,250円
14~16台(391~480㎡以下)	1,180万円	1,180万円	240,840円	260,780円
17~20台(481~600㎡以下)	1,430万円	1,430万円	287,580円	311,170円

※なお、最高保管台数が20台を超える場合、または保険金額1,430万円超で加入する場合は、取扱窓口にお問い合わせください。

最高保管台数について 最高保管台数とは受託車の収容能力をいい、下記のように計算します。

事業場敷地面積のうち受託車を保管できる面積の合計
(加入依頼書に記載の車両置場を含む)

÷

受託車の1台あたり
の保管面積(30㎡)

=

最高保管台数

※受託車を保管できる部分が立体化されている場合は、当該部分の床面積を加算します。

- ①上記の計算方法により最高保管台数を決定し、それに見合う適用保険料でお申し込みください。
- ②実際の最高保管台数にかかわらず、より高額の保険金額を選択してご加入いただくことも可能です。ただし、最高保管台数に見合う保険金額より低い保険金額でのお申し込みはできません。
- ③最高保管台数は正確にご申告ください。万一、最高保管台数が事実と異なり不適正な適用保険料で加入されていることが判明した場合、保険料の追加をさせていただきます。なお、事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

お申し込み

加入依頼書に必要事項をご記入・押印のうえ

保険始期日(毎月1日加入)の前月10日までに

取扱窓口へご提出ください。

※申込み手続き等については P7 をご参照ください。



保険金支払上の主な留意事項 基本契約・オプション契約〈共通〉

①対人事故(受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険)	被害者の治療費や逸失利益などに保険金が支払われます。ただし、受託自動車保険については自賠責保険等が適用される場合には、その上乗せ部分が支払われます。
②対物事故(受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険)	被害財物の修理費用(時価額限度)などに保険金が支払われます。
③完納車車両事故(PL保険)	被害完納車の修理費用(時価額限度)などに保険金が支払われます。 ※部品のみ単体でお預りした場合の事故は、完納車車両事故の対象とはなりません。
④車両事故(車両賠償保険・火災保険水災保険特約)	被害受託車の修理費用(時価額限度)などに保険金が支払われます。
⑤保険金額の適用	保険金額には、保険の種類によって自動復元制のものと加入期間内の累積支払限度制のものがあります。 ●(受託自動車保険・施設賠償責任保険)→自動復元制です。 「自動復元制」とは、事故の都度に所定の保険金額が適用されることをいいます。 ●(PL保険・車両賠償保険)→加入期間内の累積支払限度制です。 「加入期間内の累積支払限度制」とは、保険金が支払われる都度に保険金額が減額し、保険金の支払額が所定の保険金額に達したとき加入期間の中途であっても保険契約が終了することをいいます。なお、この終了に際しては、同じ保険金額で復活加入することもできます。 ●(火災保険水災保険特約) 「自動復元制」ですが1事故での保険金の支払額が保険金額の80%以上に達したとき、この火災保険水災保険特約は終了します。
⑥利益部分の控除(受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険・車両賠償保険・火災保険水災保険特約)	対物事故と車両事故等の被害財物が「自動車」であって、かつ、その被害自動車または被害受託車を加入事業者が整備・修理した場合、その整備・修理費用・使用部品に含まれる加入事業者自身の利益部分は損害と認定されず、利益分を差し引いた「実質損害額」について保険金が支払われます。
⑦保険金支払時の消費税の取扱い	加入整備工場(課税事業者)が、お客様から預かった自動車に損傷を与えてしまった場合の修理代にかかる取引が不課税取引となる場合は、消費税を除いて保険金が支払われます。なお、その際に加入整備工場(課税事業者)が修理の目的で支払った部品代金・外注料金等に含まれる消費税は「控除対象仕入税」となり、消費税を申告する際に納付金より控除することができます。

<PL保険加入期間内の累積支払限度額>

※P3とあわせてご参照ください。

定型プランL型は保険金額Aタイプ、R型は保険金額Bタイプ、G型は保険金額Cタイプとなります。

保険金額Aタイプ 定型プラン(L型)			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	1億円	1,000万円	200万円
3～5名	1億2,000万円	1,200万円	250万円
6～8名	1億5,000万円	1,500万円	300万円
9～11名	1億7,000万円	1,700万円	350万円
12～29名	2億円	2,000万円	400万円
30名以上	3億円	3,000万円	500万円

保険金額Cタイプ 定型プラン(G型)			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	2億円	2,000万円	300万円
3～5名	2億4,000万円	2,400万円	350万円
6～8名	3億円	3,000万円	400万円
9～11名	3億4,000万円	3,400万円	450万円
12～29名	4億円	4,000万円	500万円
30名以上	6億円	6,000万円	600万円

保険金額Bタイプ 定型プラン(R型)			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	2億円	2,000万円	200万円
3～5名	2億4,000万円	2,400万円	250万円
6～8名	3億円	3,000万円	300万円
9～11名	3億4,000万円	3,400万円	350万円
12～29名	4億円	4,000万円	400万円
30名以上	6億円	6,000万円	500万円

保険金額Dタイプ			
整備要員数	対人事故	対物事故	完納車車両事故
2名	3億円	3,000万円	500万円
3～5名	3億6,000万円	3,600万円	550万円
6～8名	4億5,000万円	4,500万円	600万円
9～11名	5億1,000万円	5,100万円	650万円
12～29名	6億円	6,000万円	700万円
30名以上	9億円	9,000万円	800万円

お申し込みの流れ

基本契約

1企業で整備事業場を2か所以上有する場合は、事業場ごとに個別に全事業場分お申し込みください。

定型またはフリーのいずれかをお選びください。

定型プラン **G型** **R型** **L型**

あらかじめ設定された上記プランのいずれかをお選びください。

事業場の整備要員数に該当する適用保険料をご確認ください。

受託自動車保険 **PL保険** **施設賠償責任保険**

いずれの型も上記の3保険がセットとなっています。

フリープラン **F型**

受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険をそれぞれ自由に組み合わせてください。

受託自動車保険・PL保険・施設賠償責任保険を単独で契約することはできません。3保険をセットにしてお申し込みください。

受託自動車保険

対人・対物別に保険金額をお選びください。

+

PL保険

A・B・C・Dタイプをお選びください。

Aタイプ **Bタイプ** **Cタイプ** **Dタイプ**

+

施設賠償責任保険

A・B・Cタイプをお選びください。

Aタイプ **Bタイプ** **Cタイプ**

事業場の整備要員数に応じて適用保険料が決まります。

オプション契約

さらに補償の幅を広げるオプション契約を追加することもできます。

車両賠償保険

Xタイプ **Zタイプ**

XタイプまたはZタイプをお選びください。

事業場の最高保管台数に該当する保険金額をご確認ください。

車両補償保険

Xタイプ **Zタイプ**

XタイプまたはZタイプをお選びください。

事業場の最高保管台数に該当する保険金額をご確認ください。

オプション契約のみにご加入いただくことはできません。「基本契約」に追加してのお申し込みとなります。

整備事業場所在地と異なる場所にも車両置場を有する場合、その車両置場(車両置場住所を加入依頼書の所定欄に記載ください。)を含めてお申し込みください。注:5か所目以降は車両置場明細書をご使用ください。

新規・継続加入等の手続きについて

新規・追加・復活加入

加入依頼書に必要事項を記入押印し、保険料を添えて取扱窓口へご提出ください。
毎月10日締切で、翌月1日午前0時が保険始期日となります。

継続加入

〈保険始期日〉
毎月1日午後4時～

現金でお支払いの場合

「加入依頼書」に必要事項を記入押印し、保険料を添えて
満期日の前月10日までに 取扱窓口へご提出ください。

口座振替でお支払いの場合

「加入依頼書」および「預金口座振替申込書」に必要事項を記入押印し、
満期日の2か月前までに 取扱窓口へご提出ください。

解約

毎月10日までの受付で、当月末日が解約日となります。



加入証の送付など

①加入証の送付

ご加入後に、取扱窓口を通じて「加入証」のほか「ご加入のしおり(保険約款などの規定集)」と「ステッカー」を送付します。

②満期通知の送付

満期日の3か月前に、取扱窓口を通じて「満期通知」のほか「パンフレット」「加入依頼書」等を送付します。

保険金支払の対象および保険金をお支払いできない主な場合について

【基本契約】

保険名	保険金をお支払いする場合	保険金額	保険金をお支払いできない主な場合	主な約款の構成について	
基本契約					
受託自動車保険	対人・対物賠償責任保険	<p>お客様から一時的に受託した自動車(以下「受託車」という。)を保管または通常業務の過程で使用管理(注)している間に接触・衝突等を原因として</p> <p>○他人を死傷させ……………(対人事故) ○他人の財物を損壊させ……………(対物事故)</p> <p>加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合</p> <p>(注)「通常業務の過程で使用管理」とは、受託車の受託目的にもとづく事業場構内外で使用または管理することをいい、具体的には整備、修理、点検等に伴って「車検のための走行」「試運転走行」「引取納車走行」「下請業者への回送」「廃車手続の走行」することなどをさします。なお、「部品取り」「集金」などに使用した場合は、含まれないものとします。</p>	<p>①保険金額はP3のとおり、選択することができます。</p> <p>②保険金額は1事故ごとに適用(自動復元制)されます。</p> <p>ただし、対人事故では自賠責保険等が適用される場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を差し引きます。</p>	<p>①通常業務の過程以外で使用管理している間の事故</p> <p>②下請など他の業者が保管または使用管理している間の事故</p> <p>③レッカー車など他の自動車に積載されている間の転落等による事故(受託自動車保険では、このようなケースの場合受託車の事故としてではなく、レッカー車による対人・対物事故として取り扱われるため)</p> <p>④同一整備事業者の従事者本人が受託車によって業務中に被った事故</p> <p>⑤同一整備事業者が管理している他の受託車に対する対物事故(車両賠償の対象となる)</p> <p>⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故</p> <p>など</p>	<p>・整備受託自動車保険特約</p> <p>・一般自動車保険普通保険約款</p> <p>・自損事故傷害補償特約</p>
	自損事故傷害補償特約 対人賠償責任保険に自動的にセットされます。	<p>受託車の通常業務の過程で運行中に、単独事故等を原因として</p> <p>○運転者(従事者)が死傷し……………(傷害事故)</p> <p>自賠責保険等が適用されない場合</p>	<p>保険金額はP3のとおりです。</p>	<p>①通常業務の過程以外で使用管理している間の事故</p> <p>②下請など他の業者が使用管理している間の事故</p> <p>③被保険者の故意・無免許運転、酒気帯び運転等により、本人に生じた損害</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする事故</p> <p>など</p>	
PL保険 (生産物賠償責任保険)	<p>①受託車に施工した整備・点検作業の結果、またはその他の仕事の結果を原因として、かつ保険加入期間内に</p> <p>○他人を死傷させ……………(対人事故) ○他人の財物(完納車は除く)を損壊させ……………(対物事故)</p> <p>加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合。ただし、完納車など仕事の目的物がお客様に引き渡された後に発生した場合に限り、かつ保険加入期間内に</p> <p>②受託車に施工した整備作業の結果を原因として、かつ保険加入期間内に</p> <p>○完納車自体を損壊させ……………(完納車車両事故)</p> <p>加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合。ただし、完納車がお客様に引き渡された後で、かつ自家用車=12か月以内・事業用車=1か月以内に発生した場合に限り、かつ</p>	<p>①保険金額はP3のとおり、選択することができます。</p> <p>②この保険金額は「1事故ごとの保険金支払限度額」であり、かつ「加入期間内の保険金累積支払限度額」にもなっています。ただし、このPL保険に限り累積支払限度額は整備要員数によって増えていきます。(P3参照)</p> <p>③加入期間の途中で保険金の支払額が前記の累積支払限度額に達したとき、このPL保険は終了します。(復活加入…可)</p>	<p>①故意または重大な過失により法令に違反して行なった作業を原因とする場合</p> <p>②下請など他の業者が施工した作業を原因とする場合</p> <p>③記録簿等で作業内容を確認できない箇所を原因とする場合(完納車損害)、または整備、点検などの作業を施工していない箇所を原因とする場合</p> <p>④交換部品自体の欠陥を原因とする場合(ただし、その欠陥について過失がある場合を除く)</p> <p>⑤仕事の目的物(完納車を含む)の使用不能による損害(代車費用等)</p> <p>⑥事故の発生した完納車・被害自動車について正当な理由なく保険会社への事前届出を行わず、また承認を受けずに被保険者が自ら整備作業に着手した場合</p> <p>⑦地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害</p> <p>など</p>	<p>・生産物賠償責任保険条項</p> <p>・賠償責任保険普通保険約款</p> <p>・生産物特別約款</p> <p>・生産物特別約款追加特約</p>	
	施設賠償責任保険	<p>所有・使用・管理する事業場の施設自体の欠陥・管理の不備、またはこれら施設を利用して行う業務の遂行を原因として</p> <p>○他人を死傷させ……………(対人事故) ○他人の財物を損壊させ……………(対物事故)</p> <p>加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合</p>	<p>①保険金額はP3のとおり、選択することができます。</p> <p>②この保険金額は事故の都度に適用(自動復元制)されます。</p>	<p>①保管している受託車自体の損害(P9の「車両賠償保険」で対象)</p> <p>②保有、保管または管理する商品車自体の損害</p> <p>③自動車または昇降機の所有、使用または管理に起因する場合</p> <p>④給排水管、冷暖房装置、消火装置、業務用または家事用器具からの蒸気または水の漏出やいっし出を原因とする場合</p> <p>⑤地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害</p> <p>など</p>	<p>・施設所有(管理)者賠償責任保険条項</p> <p>・賠償責任保険普通保険約款</p> <p>・施設所有(管理)者特別約款</p> <p>・油濁損害補償対象外特約</p>

【オプション契約】

保険名	保険金をお支払いする場合	保険金額	保険金をお支払いできない主な場合	主な約款の構成について
オプション契約				
自動車管理者賠償責任保険	<p>受託車を保管している間、または当該受託車のための通常業務の過程で管理している間(注)に、接触・衝突・盗難・車両火災等を原因として ○受託車自体を損壊または滅失させ ……………(車両事故)</p> <p>加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (注)「通常業務の過程で管理している間」とは受託自動車の引取り・納車・試運転・車検取りのことをいいます。 なお、加入事業者が受託自動車を保管施設内に保管することなく、現場に赴いて整備、修理または点検を行っている間を含みます。</p>	<p>①保険金額はP5のとおり加入事業者の最高保管台数(受託車の収容能力)によって自動的に決定されます。 なお、加入事業者の希望によってはより高額な保険金額を選択することもできます。 ②この保険金額は「1事故ごとの保険金支払限度額」であり、かつ「加入期間内の保険金累積支払限度額」(前者・後者とも同一金額)にもなっています。 ③加入期間の途中で保険金の支払が前記の累積支払限度額に達した時、この車両賠償保険は終了します。(復活加入…可)</p>	<p>①通常業務の過程以外で管理している間の事故 ②下請など他の業者が保管または使用管理している間の事故 ③加入事業者自身が施工した作業の失敗や加工の拙劣を原因とする場合 ④お客様に納車後発見された車両損害 ⑤被害受託車の使用不能損害(代車費用等)、ただし盗難、詐取を原因とする場合を除く ⑥地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ⑦廃車のために受託した自動車の車両損害 ⑧事故の発生した受託自動車について、正当な理由もなく保険会社への事前届出を行わず、また承認を受けずに被保険者が自ら整備作業に着手した場合 ⑨受託車の積載物に生じた損害 など</p>	<p>・自動車管理者賠償責任保険条項 ・運搬(レッカー)受託車賠償責任特約 ・窓ガラス修理費用補償特約 ・賠償責任保険普通保険約款 ・自動車管理者特別約款</p>
車両賠償保険	<p>自動車管理者賠償責任保険に自動付帯される特約です。</p> <p>運搬(レッカー)受託車賠償責任特約</p> <p>①他人から「自動車(事故車・故障車)の単なる運搬を依頼(運搬受託車)され、受託地点から指定された目的地まで保有するレッカー車にて引上げ作業中または積載して運搬している間に、荷台からの転落等を原因として ○運搬受託車自体を損壊または滅失させ ……………(車両事故)</p> <p>加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担した場合。 (注)「自動車の単なる運搬」とは、加入事業者が自工場での整備・修理を前提とせず、警察や使用者など他人から依頼を受け自動車(事故車・故障車)をレッカー車で単に運搬することをいいます。 (レッカー車の定義) ①前後輪のいずれか2輪を持ち上げて牽引する装置を備えた自動車 ②前後輪のいずれか2輪を台車に固定して牽引する装置を備えた自動車 ③4輪とも台車または荷台に固定して積載する装置を備えた自動車</p>	<p>③加入期間の途中で保険金の支払が前記の累積支払限度額に達した時、この車両賠償保険は終了します。(復活加入…可)</p>	<p>①受託以前に生じていた損害(事故車などの一次車両損害) ②依頼者に引渡した後に発見された車両損害 ③ロープ牽引による運搬の場合 ④運搬受託車の管理に起因する対人事故・対物事故(当該運搬受託車に生じた損害を除く) ⑤地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ⑥運搬受託車の積載物に生じた損害 など</p>	
車両補償保険	<p>自動車管理者賠償責任保険に自動付帯される特約です。</p> <p>窓ガラス修理費用補償特約</p> <p>事故の発生により、加入事業者が対象自動車の窓ガラスを修理した場合。ただし、加入事業者が法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。 〔事故とは〕 次の①または②の間に対象自動車の窓ガラスが飛来中または落下中の他物との衝突によって破損することをいいます。 ①受託自動車を業務の通常過程として一時的に被保険者の保管施設外で管理している間 ②運搬受託車をレッカー車等による引上げ作業または運搬のために管理している間 〔対象自動車とは〕 受託自動車および運搬受託車をいいます。</p>		<p>① 加入事業者(その従事者を含む)の故意によって生じた事故による損害 ② 戦争、変乱、暴動、騒ぎ、労働争議を原因とする事故による損害 ③ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害 ④ 加入事業者(その従事者を含む)が私的な目的で使用している間に対象自動車に生じた事故による損害 ⑤ お客様に納車後発見された対象自動車の事故による損害 ⑥ 下請などの他の業者が保管または使用管理している間に対象自動車に生じた事故による損害 ⑦ 事故の発生した対象自動車について、正当な理由もなく保険会社への事前届出を行わず、また承認を受けずに被保険者が自ら整備作業に着手した場合 ⑧ 対象自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗 ⑨ ボディ、タイヤ、ホイール、ライト等の窓ガラス以外に生じた損害 など</p>	
火災保険水災保険特約	<p>受託車を所定の車両置場で保管している間に、洪水などの水災または風災、ひょう災、雪災、火災、落雷もしくは破裂・爆発を原因として ○受託車自体を損壊または滅失させ ……………(車両事故)</p> <p>前記車両賠償保険が適用されない場合。ただし風災、ひょう災または雪災を原因とする場合は、その総損害の額が20万円以上となった場合に限り適用されます。</p>	<p>①保険金額は車両賠償保険で加入された保険金額と同額でお申し込みください。 ②この保険金額は「1事故ごとの保険金支払限度額」であり、事故の都度に適用(自動復元制)されます。ただし、1事故での保険金の支払額が保険金額の80%以上に達したとき、この火災保険水災保険特約の保険契約は終了します。(復活加入…可)</p>	<p>①所定の車両置場以外で保管または使用管理されている場合 ②被害受託車の使用不能による損害 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする場合 ④廃車のために受託した自動車の車両損害 など</p>	<p>・火災保険普通保険約款(一般物件用) ・火災保険条項 ・自然災害補償および実損払特約</p>

※保険契約者、被保険者等の故意による事故、他人との特別な約定により損害賠償責任が、加重された場合の加重部分は、上記いずれの保険においても保険金支払の対象とはなりません。(自損事故保険は上記参照)

質問① 全種目 事故が起きたときはどうすればよいのですか？

回答 負傷者がいる場合には負傷者の救護を行い、ただちに警察へ事故届を行ってください。併せて、所属取扱窓口（整備振興会・整備商工組合）または最寄りの共栄火災・損害サービス窓口（「ご加入のしおり」に掲載しています。）までご連絡ください。また、時間外の場合は、休日夜間事故受付センターまでご連絡ください。

質問② 全種目 受託車等に損害が発生し、自工場で修理する場合、本制度では利益部分を控除すると聞きましたがどうなっていますか？

回答 受託車等に損害が発生した場合で、加入整備事業者にて整備・修理を行ったときは、その整備・修理費用に含まれる当該事業者の利益部分は保険金支払の対象となりません。したがって①交換部品は仕入原価、②工賃は加入事業者の利益を除いて保険会社と協定する金額とし、実質損害（①+②）のみが保険金支払の対象となります。

質問③ 全種目 加入事業主（社長）、役員、従業員の車を加入事業場が受託した場合、保険金支払の対象となりますか？

回答 加入事業主（社長）、役員および従業員の車両を受託した場合は、保険金支払の対象となりません。また、加入事業主（社長）の同居の親族、役員の子供の親族の車両も同様に保険金支払の対象となりません。ただし、車両所有者本人以外の従業員が運転している間に、受託自動車保険の対人・対物の事故が発生した場合は保険金支払の対象となります。

質問④ 全種目 販売車や代車による事故は保険金支払の対象になりますか？

回答 本制度で保険の対象となるのは整備・修理・点検・名義変更等のため、お客様から受託したお車です。販売車や代車による事故は本制度の保険金支払の対象となりません。



質問⑤ 手続き 1企業で整備事業場を2か所以上有する場合は、まとめて1本で契約すればよいのでしょうか？

回答 飯金工場等、住所の異なる複数の工場を有する場合、個別事業場毎にお申し込みいただく必要があります。

質問⑥ PL保険 お客様に納車後、交換した部品自体に欠陥があったことが原因で、お客様のお車に損害を与えてしまいました。PL保険で保険金支払の対象となりますか？

回答 部品そのものに不具合、欠陥があった場合は保険金支払の対象となりません。※その欠陥について過失がある場合には、保険金支払の対象となります。ご質問のケースの場合は、部品製造メーカーに賠償責任が発生すると考えられます。

質問⑦ PL保険 受託車を目視点検し、納車した後、点検した箇所が原因で発生した完納車車両の損害は保険金支払の対象となりますか？

回答 点検により整備が不要と判断した場合など、整備作業を伴わない目視点検のミスが原因で発生した完納車車両の損害（PL保険の完納車車両事故）は、保険金支払の対象となりません。ただし、同様のケースで、PL保険の対人事故、対物事故は保険金支払の対象となります。

質問⑧ PL保険・車両賠償保険 受託車の損害（PL保険の完納車損害、車両賠償保険）が発生し、修理中にお客様が借りた代車の費用は保険金支払の対象となりますか？

回答 PL保険の完納車車両事故、車両賠償保険において、受託車に損害が発生した場合で、修理期間中に借りた代車費用は保険金支払の対象となりません。ただし、受託車を加入整備事業者が管理中（車両賠償保険）で盗難にあった場合等の代車費用は保険金支払の対象となりますが、受託車の価額が保険金支払の限度となります。

質問⑨ PL保険・車両賠償保険 PL保険の完納車車両事故と車両賠償保険との違いがよくわかりません。

回答 PL保険の完納車車両事故と車両賠償保険とは、いずれもお客様からお預かりした車両自体の損害を補償する保険ですが、主な違いは下記のとおりとなります。

PL保険（完納車車両事故）…… 受託車をお客様に納車後、作業を行った結果が原因でその車両が損壊した事故
 車両賠償保険…………… 受託車を保管中または管理中（納車前）に損壊した事故

質問⑩ 車両賠償保険 整備の技術的ミスによりお客様からお預かりしたお車を損壊させてしまいました。本制度の車両賠償保険にて保険金支払の対象となりますか？

回答 作業の失敗や加工の拙劣による事故につきましては、車両賠償保険は保険金支払の対象とはなりません。ただし、作業の失敗や加工の拙劣による事故でも、火災・爆発の場合は保険金支払の対象となります。

なお、保険金が支払われない具体的な事故例は下記のとおりです。

- エンジンコントロールユニットにつながる配線の結線を誤ったためにショートさせ、エンジンコントロールユニットが損壊した。
- ラジエーターホースの締め付け不良により、試運転中にオーバーヒートを起こし、エンジンが損壊した。

質問⑪ PL保険・車両賠償保険・火災保険水災保険特約 保険金支払時に消費税はどのような取扱いになるのでしょうか？

回答 加入事業場（課税事業者）が受託車に損壊を与えてしまったことによる修理費用は、対価を得て行う取引には該当せず、不課税取引に該当するため、消費税を除いて保険金が支払われます。この場合、加入整備工場（課税事業者）が修理の目的で支払った部品代金・外注料金等に含まれる消費税は「控除対象仕入税」となり、消費税を申告する際に納付金より控除することができます。

① 事故の届出

事故が発生したとき、加入事業者はただちに所轄警察署に事故届を行い、さらに所属取扱窓口(整備振興会・整備商工組合)または最寄りの共栄火災・損害サービス窓口(「ご加入のしおり」に掲載)に連絡してください。なお、時間外の場合は下記の休日夜間事故受付センターにて事故の受付をいたしますのでご利用ください。ご連絡が遅れると保険金を全額お支払いできないことがありますのでご注意ください。



★共栄火災「休日夜間事故受付センター」

TEL:0120-441-611

稼働時間：平日17:00～20:00、土・日・祝 9:00～20:00

(1月1日～3日は休業とさせていただきます。)

※事故のご連絡の受付をさせていただき、翌営業日に共栄火災損害サービス窓口より事故対応を実施いたします。

② 事故の処理

共栄火災は、担当者派遣するなど必要な措置を講じます。また、被害者との示談について必要なお手伝いも行います。自動車保険の対人賠償保険・対物賠償保険については、加入事業者に代わって示談交渉を行います。なお、賠償金について、あらかじめ共栄火災とご相談なされず示談やお支払いをされた場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。



③ 保険金の支払い 被害者との示談が成立または損害額が確定した後、保険金をお支払いします。

■申込タイプの区別

① 新規・継続加入

基本契約ならびにオプション契約について加入期間1年で申し込むものをいいます。

② 復活加入

基本契約のうちPL保険、オプション契約の2保険には保険の累積支払限度等との関係から加入期間の途中で当該保険の契約が終了した場合、その残余月数分の新たな申し込みをいいます。

③ 追加加入

基本契約のみ加入している場合、その残余月数分のオプション契約の新たな申し込みをいいます。

■主な用語の定義

①「整備」とは、自動車の各部位について分解、締付、取替、修理、加工、钣金、塗装を施工することをいいます。

②「点検」とは、自動車の各部位について試運転、目視、聴音、計器や検査診断機器を用いて部品の摩耗状況や各装置の機能性を確認することをいいます。

③「お客様」とは、加入事業者の事業主とその家族・役員・従事者以外の他人をいいます。

④「完納車」とは、依頼された整備・点検作業を完了してお客様に引き渡された後の受託車をいいます。

⑤「時価額」とは、被害財物と同程度の損耗度の同一財物の価額をいいます。

⑥「法律上の損害賠償責任」とは、民法、商法、自賠法、製造物責任法などの法律によって加害者が被害者に対して損害賠償すべきと定められているものをいいます。

■保険期間についてのご注意

① 申込タイプが「新規、復活、追加」の場合

保険始期日の午前0時から、翌年の同日午後4時までが保険期間となります。

② 申込タイプが「継続」の場合

保険始期日の午後4時から、翌年の同日午後4時までが保険期間となります。

■ご注意

① 本制度は最終ページの引受損害保険会社による共同保険契約であり、引受損害保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行います。

② 引受損害保険会社の経営が破綻した場合、または引受損害保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となるおそれがあるとして保険業法に基づく所定の手続きが行われた場合には、保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等の支障が生じることがあります。

ご加入の際の注意

●告知義務(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出いただく義務)

ご加入者には、ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。

告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入依頼書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

●ご加入後のご注意

ご加入後に、加入依頼書等の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかに取扱窓口または取扱代理店・引受損害保険会社にご通知ください。

●先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

下記の「ご確認いただきたい事項」は、会員の皆様(整備事業者)が今回お申し込みされる自動車整備業賠償共済保険につきまして、

- ◆ご加入内容がご意向に合致した契約となっていること
 - ◆加入依頼書の内容が正しく記載されていること
- を確認させていただくものです。

お手数ですが、「本パンフレット」及び「重要事項説明書」(加入依頼書裏面)をご参照いただきながら、加入依頼書に記載された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。

必ず
お読みください。



ご確認いただきたい事項

① ご加入の保険種類、保険金額

- お選びいただいた保険種類、保険金額が加入依頼書に正しく記載されているかをご確認ください。
- (車両賠償保険、車両補償保険加入の方のみ)ご加入のタイプ(Xタイプ・Zタイプ)によって免責金額(自己負担額)が異なりますので、免責金額(自己負担額)のタイプが加入依頼書に正しく記載されていることをご確認ください。

② 保険期間(保険の加入期間)

- 加入依頼書「共済保険・始期 加入期間」欄に記載の内容をご確認ください。

③ 補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)

- 事故によって対応する保険種類が異なり、保険種類ごとに保険金をお支払いする場合、お支払いできない場合が定められていますので、本パンフレットのP2・P4・P6およびP8・P9をご確認ください。
- 本パンフレットP10の「よくあるご質問に関するQ&A」に記載の内容をご確認ください。

④ 整備要員数

- 加入依頼書に整備要員数が正しく記載されているかをご確認ください。
※整備要員とは…役員や従業員など登録者全員のうち、整備士資格などに関係なく整備・点検に直接従事する者をいいます。

⑤ 最高保管台数(車両賠償保険、車両補償保険にご加入の方のみ)

- 加入依頼書に最高保管台数が正しく記載されているかをご確認ください。

⑥ 車両置場(車両賠償保険、車両補償保険にご加入の方のみ)

- 工場所在地の他に車両置場を有する場合、加入依頼書の所定欄に記載されているかをご確認ください。
(車両置場を5か所以上有する場合は、車両置場明細書をご使用ください。)

⑦ 保険料(お支払い方法)

- ご加入の保険料につきまして、加入依頼書に正しく記載されているかをご確認ください。
- お支払い方法につきまして、加入依頼書の「共済保険料払込方法」に正しく記載されているかをご確認ください。

⑧ 重要事項説明書に記載されている事項

- 加入依頼書裏面の「重要事項説明書」に記載されている内容をご確認ください。

本制度は、各整備振興会・商工組合の協力を得て、全国的に取りまとめた申込を日整連が集約し、全共済を通じて引受損害保険会社8社との間で保険契約を締結して運営されます。

<取扱代理店>



一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-12 TEL 03-3264-1511

お取扱窓口

<引受損害保険会社>

●幹事/共栄火災海上保険㈱

営業統括本部

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL 03-3504-3422

●副幹事/損害保険ジャパン日本興亜㈱

●副幹事/東京海上日動火災保険㈱

あいおいニッセイ同和損害保険㈱

大同火災海上保険㈱ 日新火災海上保険㈱

富士火災海上保険㈱ 三井住友海上火災保険㈱

(50音順)

このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。
詳しくは上記引受損害保険会社または取扱代理店へご照会ください。